

法学部A方式「総合問題」サンプル問題

- I 次の文章は、旧制の大学の法学部に入学した新入生に向けて書かれた文章である。
この文章を読んで以下の問に答えなさい。

現在全国官私立の諸大学で与えられている法学教育の内容は、主として法律諸部門に関する (a) 所謂解釈法律学的の教育である。無論、法理学のように法律に関する哲学的考察を目的とする講義も行われているし、また法制史のように法律事実学の部門に属するものと考えられる講義も行われている。その他各教授の考え次第によって、解釈法律学的の講義のなかに織りまぜて法律事実学的、もしくは法律社会学的のことを比較的多く教えようとする講義も行われているようであるが、現在実際に与えられている法学教育の大部分は解釈法律学である。個々の教授の意識的に意図するところの如何にかかわらず、また教授方法の如何にかかわらず、実際行われているものは、主として解釈法律学的の法学教育である。

このゆえに、新たに法学部に入学して法学教育を受けようとする新入学生としては、その所謂解釈法律学がいかなる学問であり、これに関する講義が何を目的として行われているかを知ることが何よりも大切であって、私は、この点に関する無智もしくは誤解が、適正なる学習の妨げになっていることを多数の事例について発見するのである。

現在我が国の諸大学で行われている解釈法律学の講義は、大体法典法条の理論的解説を与えるのを主たる内容としているから、これを聴く学生が、法学というものは法典の意味を説明するものだというふうに軽く考えやすいのは極めて自然であるが、その結果学生の多数は、中学以来彼らの称して暗記物と言っている学科を学ぶのと同じような気持で聴講その他、学習を行うようになるのである。無論、解釈法律学の一方面は法典法条の理論的解説にあるから、学生としても、法典法条の意味を正しく理解し、かつこれを記憶することは必要である。しかし、それだけが法学学習の全部であると考えるのは非常な誤りである。言うまでもなく、法学教育の目的は広い意味における法律家の養成にある。必ずしも裁判官や弁護士のような専門的法律家のみを養成を目的としてはいないが、広義の法律家、即ち「法律的に物事を考える力」のある人間を作ることを目的としているのである。ただ講義を聴いていると、いかにもただ法典の説明をしているように思われる、そうして先生は、ただ法典の意味をよく理解し、かつこれを記憶している人のように思われる。ところが、実際講義を通して学生が得るものは、法典の意味に関する知識の蓄積のみではなくして、法律的に物事を考える力の発達であって、一見専ら法典の解説のみで終始しているように思われる講義でさえも、この考える力を養うことに役立つのである。だから学生としては、常にそのことを念頭に置くことが必要であって、さもないと、法律の物識りになることはできても、法律家になることはできない。

(b) 「法律的に物事を考える」とは、一体どういうことであるか。これを精確に初学者に説明するのは難しいが、要するに、物事を処理するに当って、外観上の複雑な差別相に眩惑されることなしに、一定の規準を立てて規則的に事を考えることである。法学的素養のない人は、とかく情実にとらわれて、その場その場を丸く納めてゆきさえすればいいと

というような態度に陥りやすい。ところが、長期間にわたって多数の人を相手にして事を行ってゆくためには、到底そういうことではうまくゆかない。どうしても一定の規準を立てて、大体同じような事には同じような取扱いを与えて、諸事を公平に、規則的に処理しなければならない。たまたま問題になっている事柄を処理するための規準となるべき規則があれば、それに従って解決してゆく。特に規則がなければ、先例を調べる。そうして前後矛盾のないような解決を与えねばならない。また、もし規則にも該当せず、適当な先例も見当たらないような場合には、将来再びこれと同じような事柄が出てきたならばどうするかを考え、その場合の処理にも困らないような規準を心の中に考えて現在の事柄を処理してゆく。かくすることによって初めて、多数の事柄が矛盾なく規則的に処理され、関係多数の人々にも公平に取り扱われたという安心を与えることができるのであって、法学的素養の価値は、要するにこうした物事の取扱い方ができることにある。

法学教育を受けた人間が、ひとり裁判官、弁護士のような専門法律家としてのみならず、一般の事務を取り扱う事務官や会社員等としても役立つのは、彼らが右に述べたような法学的素養を持つからである。世の中にはよく、「大学で法律を習ったけれども今では皆忘れてしまった、法律など覚えているうちは本当の仕事はできない」など言って得意になっている人——例えば中年の実業家など——がいるけれども、彼らが忘れたと言っているのは法典法条に関する知識のことであって、彼らが法学教育によって知らず識らずの間に得た法律的に物事を考える力は、少しも失われているものではない、否、むしろ実務取扱い上の経験によって発達しているのである。のみならず、その力が全く身につけてしまったため、自分では特にそれを持っていると意識しないほどになっているのである。

これを要するに、法学教育は一面において、法典、先例、判決例等すべて法律的に物事を処置する規準となるべきものの知識を与えると同時に、他面、上述のごとき「法律的に物事を考える力」の養成を目的とするものであるにもかかわらず、とかく一般人にはこの後の目的が眼につかないのである。先日三上文学博士が貴族院でされた演説のなかで、法科万能を攻撃し、法学的素養の価値を蔑視するような議論をしているのも、⁽⁶⁾畢竟この種の認識不足に基づくのである。法学教育を受けた人々が、實際上「法律技師」としてよりはむしろ、局課の長として用いられてゆく傾向があるのは、要するに、これらの人々が法学的素養を持っているために、多数の人を相手にして多数の事柄を公平に秩序正しく処理せねばならない局課長のような地位に向いているからである。法学教育は特にそういう力の養成を目的としているのであるから、その教育を受けた人間がそういう力を必要とする地位に就くのは当然であって、何の不思議もない。しかるに、ひとり三上博士に限らず、法学教育の真面目に通曉しない人々のあいだには、とかくこの明々白々たる事理が十分理解されていないのである。

問1 次の文章の内容について、筆者の主張に照らして、適切であるならば1を、適切でないならば0をマークしなさい。

- (1) 法学の勉強の仕方は、ひたすら暗記することである。 [1]
- (2) 法学は法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）以外の仕事に役立たない。 [2]
- (3) 法学教育の目的は、広義の法律家、即ち「法的に物事を考える力」のある人間を作ることを目的としている。 [3]

問2 下線部(a)の読み仮名としてもっとも適切なものをマークしなさい。 [4]

- ① いうなれば ② しょせん ③ いわゆる ④ しょかつ

問3 [] (b) にあてはまる接続詞としてもっとも適切なものをマークしなさい。 [5]

- ① しかし ② しかれば ③ そのためには ④ 他面

問4 下線部(c)の読み仮名としてもっとも適切なものをマークしなさい。 [6]

- ① つまるところ ② ひっきょう ③ ことごとく ④ きわめる

問5 下線部(c)の同義語としてもっとも適切なものをマークしなさい。 [7]

- ① おそらく ② まとめると ③ ふえんすると ④ ぞんがい

問6 この文章を80～120字で要約しなさい。

Ⅱ 次の文章は、警察予備隊の設置並びに維持に関する一切の行為が無効か否かが争われた事件について、最高裁判所が下した判決の一部である。

この文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

この点に関する諸外国の制度を見るに、^(a) 司法裁判所に違憲審査権を行使せしめるもの以外に、司法裁判所にこの権限を行使せしめないでそのために特別の機関を設け、具体的争訟事件と関係なく法律命令¹等の合憲性に関しての一般的抽象的な宣言をなし、それ等を破棄してその効力を失わしめる権限を行わしめるものがないではない。 (b) わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すとき権限を行い得るものではない。ただし^(c) 最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異るところはないのである（憲法七六条一項参照）。

問1 警察予備隊について、次の文章の中で適切なものには1を、適切でないものには0をマークしなさい。

(1)後に改組されて自衛隊となった。 [8]

(2)第1次中東戦争を受けて設置されたものである。 [9]

(3)GHQは設置に消極的であったけれども、日本政府が押し切って設置された。 [10]

問2 下線部(a)について、次の文章が適切であるならば1を、適切でないならば0をマークしなさい。 [11]

アメリカ合衆国では、司法裁判所以外の特別の機関が、違憲審査権を行使し、具体的な争訟事件と関係なく法律命令等の合憲性に関しての一般的抽象的な宣言をなす。

問3 (b) に該当する接続詞としてもっとも適当なものを次の中から選び、その番号をマークしなさい。 [12]

① しかしながら

②同様に

③そうであるから

④そのため

問4 下線部(c)について、次の文章の中で適切であるならば1を、適切でないならば0を

¹ 命令 行政機関が制定する法のこと。

マークしなさい。

- (1) 最高裁判所の裁判官を任命する際には、国会の承認を必要とする。[13]
- (2) 最高裁判所の裁判官については、衆議院の総選挙の際に国民審査が行われる。[14]
- (3) 別の事件で最高裁判所が示した見解にも、下級裁判所の裁判官は拘束され、その見解に反する判決を下すことは絶対に許されない。[15]

Ⅲ 次の文章は、日米安全保障条約が憲法に反するか否かが争われた事件について、最高裁判所が下した判決の一部である。

この文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、^(a)ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤って犯すに至った軍国主義的行動を反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであって、前文および九八条二項の国際協調の精神と相まって、わが憲法の特徴である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の^(b)自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして、つとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによって生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによって補ない、もってわれらの安全と生存を保持しようとして決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、^(c)国際連合の機関である^(d)安全保障理事会等の執る軍事的安全保障等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであって、憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。

そこで、右のような憲法九条の趣旨に即して同条二項の法意を考えてみるに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となってこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条一項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従って同条二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否

かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。

二、次に、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に反するかどうかであるが、その判断には、右駐留が本件^(e) 日米安全保障条約に基くものである関係上、結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない。

しかるに、右安全保障条約は、^(f) 日本国との平和条約（昭和二七年四月二八日条約五号）と同日に締結せられた、これと密接不可分の関係にある条約である。すなわち、平和条約六条（a）項但書には「この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。」とあって、日本国の領域における外国軍隊の駐留を認めており、本件安全保障条約は、右規定によって認められた外国軍隊であるアメリカ合衆国軍隊の駐留に関して、日米間に締結せられた条約であり、平和条約の右条項は、当時の国際連合加盟国六〇箇国中四〇数箇国の多数国家がこれに賛成調印している。そして、右安全保障条約の目的とするところは、その前文によれば、平和条約の発効時において、わが国固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない実状に鑑み、無責任な軍国主義の危険に対処する必要上、平和条約がわが国に主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章がすべての国が個別のおよび集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基き、わが国の防衛のための暫定措置として、武力攻撃を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。それ故、右安全保障条約は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国存立の基礎に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当っては、時の内閣は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従って、(g)、裁判所の司法審査権の範囲外のものであって、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の

判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねらるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基く政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となっている場合であると否とにかかわらないのである。

問1 下線部(a)について、次の文章の中で適切なものには1を、適切でないものには0をマークしなさい。

- (1) アメリカ合衆国、イギリス、ソ連の名前で発表された。16
- (2) 日本の国体を維持することを約束するものであった。17
- (3) 日本の領土を、本州、北海道、四国、九州および付属の諸島に制限するものであった。18
- (4) 軍国主義の解体を要求するものであった。19

問2 下線部(b)について、次の文章が適切であるならば1を、適切でないならば0をマークしなさい。20

日本政府は憲法上個別的自衛権のみを行使できるとの見解を依然として維持している。

問3 下線部(c)について、次の文章が適切であるならば1を、適切でないならば0をマークしなさい。21

国際連合は、第1次大戦の後にアメリカ合衆国大統領ルーズベルトの提唱により設立された。

問4 下線部(d)について、次の文章の中で適切なものには1を、適切でないものには0をマークしなさい。

- (1) 安全保障理事会は、常任理事国と選挙により選ばれる非常任理事国とで構成される。22
- (2) 安全保障理事会の常任理事国と非常任理事国の権利は、ほぼ同一である。23
- (3) 日本は、2005年に安全保障理事会の常任理事国になった。24

問5 下線部(e)に関して、次の文章の中で適切なものには1を、適切でないものには0をマークしなさい。

- (1) 旧安全保障条約では、アメリカ合衆国は日本を防衛する義務を負っていなかった。25
- (2) 安全保障条約は岸内閣の下で改定されたものの、その際には大規模な反対運動が起こった。26

問6 下線部(f)について、次の文章の中で適切なものには1を、適切でないものには0をマークしなさい。

(1)すべての交戦国と締結され、すべての国と日本との戦争状態はこの条約により完全になくなった。27

(2)すべての連合国に対する多額の損害賠償義務を日本に負わせるものであった。28

問7 に当てはまるものとしてもっとも適切なものを次の文章の中から選びマークしなさい。29

①一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは

②ある程度違憲であるとの疑いが生じた場合でなければ

③少しでも違憲であるとの疑いが生じたならば